

## たかおか出会い応援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により減少した、対面による男女の出会いの場を提供するイベント等の事業に対して必要な経費の助成をすることにより、積極的な交流の機会の増加を図るため、高岡市出会い応援事業（以下「本事業」という。）に係る補助金（以下「本補助金」という。）の交付に関し、高岡市補助金等交付規則（平成17年高岡市規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象事業)

第2条 本補助金の交付の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のすべてに該当するものとする。

- (1) 参加対象者は、18歳以上の独身の男女であること。
- (2) 参加者数が20名程度で、男女の数が概ね同数であること。
- (3) 実施場所が高岡市内であること。
- (4) 参加者同士が交流する企画を含むこと。
- (5) 参加者を広く一般から募集すること。
- (6) 事業の実施前に、ホームページやSNS等で情報発信を行うこと。

2 補助事業が、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の対象外とする。

- (1) 宗教活動、政治活動、選挙運動が目的であるもの
- (2) 公序良俗に反する又は社会通念上適当でないと認められるもの
- (3) 他の公的機関が交付する補助金等の交付を受けているもの
- (4) その他市長が不相当と認めるもの

### (補助対象事業者)

第3条 次に該当する補助対象事業の実施者（以下「補助事業者」という。）は、本補助金の対象外とする。

- (1) 営利を目的として結婚相手紹介業を営むもの
- (2) その他市長が不相当と認めるもの

### (補助金対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、本事業の実施にあたり、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費とする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額と、次項に定める上限額とを比較して少ない方の金額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の上限額は、5万円とする。

(交付の申請)

第6条 本補助金の交付を受けようとする者は、たかおか出会い応援事業交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書には、規則第3条第1項に掲げる書類を添付しなければならない。

(交付決定の通知)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、交付が適当と認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付決定をするとともに、たかおか出会い応援事業交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査により補助金の交付が適当でないとき認めるときは、補助金を交付しない旨を申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた後において、補助対象事業の内容若しくは予算の変更又は補助対象事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、たかおか出会い応援事業補助事業等変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、たかおか出会い応援事業補助事業等実績報告書(様式第4号)に収支決算書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、補助対象事業が適切に実施されたと認めるときは、補助金確定通知書(様式第5号)により補助金の額を通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 第6条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、たかおか出会い応援事業請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第6条の規定による通知に係る金額の範囲内で、補助事業者の請求に基づき、概算払により補助金を交付することができる。

3 前項の概算払を受けようとする補助事業者は、たかおか出会い応援事業概算払請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、概算払を行った補助金について、前条の規定により確定した補助金の額をもって当該補助金の精算を行い、不足があるときはその請求及び交付については第1項及び次条の規定を準用し、過払いがあるときは速やかにその額を戻入させるものとする。

(補助金の交付)

第 12 条 市長は、前条第 1 項の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、補助事業者に当該請求額を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第 13 条 補助事業者は、補助対象事業の施行状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類（市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。）を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して 5 年間これを保管しなければならない。

(報告、検査及び指示)

第 14 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の施行上必要な指示をし、又は前条の帳簿その他関係書類について検査することができる。

(補助金の流用の禁止)

第 15 条 補助事業者は、交付を受けた補助金を他の用途に流用してはならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 7 月 4 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 5 年 3 月 31 日限り、その効力を失う

3 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に補助金の交付決定を受けた者にかかる規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。